

○横浜国際港都建設法

(昭和二十五年十月二十一日)

(法律第二百四十八号)

第八回臨時国会

第三次吉田内閣

改正 昭和四三年六月一五日法律第一〇一号

平成一一年一二月二二日同第一六〇号

日本国憲法第九十五条の規定に基く横浜国際港都建設法をここに公布する。

横浜国際港都建設法

(目的)

第一条 この法律は、横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画（以下「横浜国際港都建設計画」という。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 横浜国際港都建設計画は、前条の目的にてらして、特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならない。

3 横浜市を国際港都として建設する都市計画事業（以下「横浜国際港都建設事業」という。）は、横浜国際港都建設計画を実施するものとする。

(昭四三法一〇一・一部改正)

(事業の執行)

第三条 横浜国際港都建設事業は、横浜市が執行する。

2 横浜市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、横浜市をわが国の代表的な国際港都として完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(昭四三法一〇一・一部改正)

(事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、横浜国際港都建設事業が第一条の目的にてら

して重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(事業の助成)

第五条 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六条 横浜市の市長は、横浜国際港都建設事業の進行状況を、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、横浜国際港都建設事業の状況を報告しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(法律の適用)

第七条 横浜国際港都建設計画及び横浜国際港都建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

(昭四三法一〇一・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の横浜特別都市計画事業は、これを横浜国際港都建設事業とみなす。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和四四年六月一四日)

---

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日